

## 第61回北信越相撲選手権大会要項

- 1 大会名 第61回北信越相撲選手権大会
- 2 主催 公益財団法人日本相撲連盟 北信越相撲協議会
- 3 主管 富山県相撲連盟
- 4 後援 富山県 富山県教育委員会 公益財団法人富山県スポーツ協会  
射水市 射水市教育委員会 公益財団法人射水市スポーツ協会
- 5 日時 令和7年8月31日(日) 9:00から
- 6 会場 グリーンパークだいもん相撲場 <住所>射水市二口468-1
- 7 選手資格
  - (1) 監督及び選手は(公財)日本相撲連盟会員登録規程に基づく、本年度会員登録をしている者に限る。
  - (2) 2025国スポ相撲競技実施要項による。
    - ① 少年種別 平成19年4月2日以降に生まれた者。ただし、中学生以下の生徒及び児童を除く。
    - ② 青年種別 平成7年4月2日以降に生まれた者で、東・西日本学生相撲連盟会員登録中の者及び会員登録期間を満了した者を除く。なお、大学中途退学者で、在学中に東・西日本学生相撲連盟に会員登録していた場合は、退学した年度中は資格なしとする。
    - ③ 成年種別 制限なしとする。
- 8 選手構成
  - (1) 少年種別 監督1名 選手7名(交代選手及び予備登録選手各1名を含む)
  - (2) 青年種別 監督1名 選手5名(交代選手及び予備登録選手各1名を含む)
  - (3) 成年種別 監督1名(青年監督と兼務)、選手6名(交代選手1名を含む4名までに大学生1名を含んでもよい。予備登録選手は社会人、大学生各1名とする)
- 9 競技規則 公益財団法人日本相撲連盟競技会規程及び審判規程を適用する。
- 10 競技方法
  - (1) 団体戦・少年種別、青年種別、成年種別の3種別で行う。
    - ・少年種別は5人制、青年・成年種別は3人制で行う。
    - ・各種別総当たりのリーグ戦で行う。
  - (2) 個人戦・少年種別、青年種別、成年種別の3種別で行う。
    - ・予備登録選手を除く申込選手全員によるトーナメント戦とし、3位決定戦を行う。
- 11 順位決定
  - (1) 種別順位・団体戦の種別ごとに勝数得点により、順位を決める。
    - ・各種別のリーグ戦において勝数得点とも同点の県が複数ある場合は、以下の様に順位を決定する。(改定案)
      - ① 2県の場合はリーグ戦での直接対戦での結果で決定する。
      - ② 3県の場合は該当する3県でのリーグ戦の結果で決定する。  
(1勝1敗で三巴となっても当該県対戦での点数で順位を決定する。点数も同じ場合は、3県で再戦し順位を決定する。それでも順位が決しない場合は抽選後トーナメント方式で順位を決定する。)
      - ③ 4、5県の場合は抽選後トーナメント方式で順位を決定する。
  - (2) 総合順位・団体戦各種別順位により、それぞれ第1位4点、第2位3点、第3位2点、第4位1点を配転し合計得点で総合順位を決定する。ただし、合計得点で同点の県が複数ある場合は、上位種別得点の多い県を上位とする。

・以上の全条件において同成績の県がある場合は、全種別全選手により総合順位決定戦を行う。

1 2 表 彰 次の分類でチーム及び選手を表彰する。

- (1) 団体戦 各種別の優勝、第2位、第3位
- (2) 個人戦 各種別の優勝、第2位、第3位
- (3) 総合 優勝、第2位、第3位

1 3 参加申込 別紙申込書に必要事項を記入のうえ令和7年8月2日(土)必着メールにより下記へ送付すること。

※少年の個人戦は、4人までに限り a、b、c、d 各パート指定ができる。

【申込先】 〒939-1652 富山県南砺市福光新町75  
富山県相撲連盟事務局 石崎 恵嗣 宛  
TEL/FAX 0763-52-0521  
携帯電話 090-1312-2030  
メール ishisaki-keishi@nanto.ed.jp

1 4 組合抽選 令和7年8月11日(月)大会事務局の責任において行う。

1 5 旅 費 等 監督・選手等の旅費・宿泊費は、各県相撲連盟において負担する。

1 6 監督会議 【日 時】令和6年8月30日(土) 15:30から  
【会 場】射水市大門総合体育館  
〈住所〉射水市二口468-1 〈電話〉0766-52-4655

1 7 医 事 競技中に発生した怪我などの負傷については、主催者側で応急処置を行うがその後の責任は負わない。

1 8 ドーピング検査

- (1) この大会は、日本ドーピング防止規定に基づく、ドーピング検査対象の大会とする。
- (2) 選手は、参加申込をした時点で、日本ドーピング防止規定に従い、ドーピング検査を受けることに同意したものとみなす。また、未成年者の親権者から、その同意を得たものとみなす。
- (3) 選手は、ドーピング検査を拒否した場合、検査員の指示に従わない場合、帰路の移動など個人的な諸事情によりドーピング検査手続きを完了できなかった場合などは、ドーピング防止規定に基づき制裁を受けることになる。なお、検査に伴って生じる交通費や宿泊費は個人の負担とする。
- (4) 日本ドーピング防止規定及びドーピング検査については、公益財団法人日本アンチドーピング機構のウェブサイト <http://www.playtruejapan.org> で確認すること。

1 9 そ の 他

- (1) 令和6年度総合優勝県は、持ち回り賞典(優勝旗・優勝盾)を返還すること。
- (2) 出場選手は、各県ゼッケン及び段位章をまわしに着用すること。
- (3) 健康保険証を持参する事。